

選定要領

(明石市地球温暖化対策実行計画改定支援事業業務委託)

1 選定方法について

適正な参加申請のあった者（以下「参加者」という。）について、選定委員会において、書面審査によって企画提案書等の内容を下記の要領で審査し、受託予定者を選定する。

(1) 審査対象となる書類

- ・ 企画提案書（別紙 「企画提案書作成要領」 参照）
- ・ 公共性（施策反映）評価提出書（別紙 「公共性（施策反映）評価について」 参照）
- ・ 参考見積書
- ・ 参考業務費内訳書

(2) 審査する内容

「(1)審査対象となる書類」で示す内容を総合的に審査する（別紙「採点表（審査基準）」参照）。

(3) 審査の方法

- ① 選定委員会が採点表（審査基準）をもとに採点及び集計したものを得点とし、最高得点者を受託予定者として選定する。
- ② 最高得点者が複数ある場合は、採点表（審査基準）の項目「**企画提案の妥当性**」「**業務遂行能力**」の得点が最も高い者を選定する。
- ③ ②の得点も同じ者が複数ある場合は、参考見積額の低い業者を受託予定者とし、それも同額の場合は、くじにより受託予定者を選定する。
 - ・ 審査員4人の合計400点満点のうち、**基準点（200点）未満の参加者は失格とする。**

(4) 選定結果の通知

- ・ **2022年4月初旬**（予定）に明石市ホームページに公表するとともに、参加者全員に文書による通知を行う。
- ・ 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないため、了承した上で参加すること。